

報道関係各位

2020年3月6日

新型コロナウイルス感染症対策について

株式会社モリタホールディングス

国内外での新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、顧客、取引先、社員の安全確保と、社内外の感染拡大抑止を最優先とするため、モリタグループでは、マスク着用・手洗い・うがい・アルコール消毒等の感染予防策の他、下記の対応策を実施しております。

1. 在宅勤務・時差出勤の推奨(期間:2月28日～3月末)

- ① モバイル PC 利用者等で業務に支障がない社員には、在宅勤務を推奨・実施。
- ② 事務所にて勤務をせざるを得ない社員については、ラッシュアワーを回避して通勤・帰宅ができるように時差出勤を推奨・実施。

※対象:工場勤務以外の社員

2. 学校や保育施設の休校・休業に伴う対応(期間:3月2日～本来の春休みの前日)

- ① 出退勤時間それぞれ 2 時間を限度に遅刻・早退扱いとせず、就業管理上定時での出退勤扱いとする。
- ② 出勤できない場合は、特別有給休暇を付与する。(日数の限度なし)

※対象:休校の対象となった子を持つ従業員(社員・契約社員・継続雇用社員・嘱託・パート
タイマー契約社員)**3. 社内関係者で感染が発生した場合の対応**

社員、社員の同居家族が感染した場合(感染の可能性があり検査結果を待つ間を含む)や、感染者及び感染の可能性があり検査結果を待つ人との濃厚接触の恐れが判明した場合は、即時自宅待機とすると共に、感染判明時から 2 週間は自宅待機とする。なお、自宅待機期間中は、特別有給休暇を付与する。

なお、対応期間については、感染拡大の状況を見ながら延期も検討して参ります。

以上

本件に関するお問合せ先

株式会社モリタホールディングス 広報室 担当:森田 TEL:03-6400-3485